

久保山斎場 残骨灰 28,000kg(概算)の売扱  
仕様書

令和7年度  
横浜市健康福祉局

## 1 総則

### (1) 本仕様の適用

本仕様書は、横浜市と買受人とが締結する「令和7年度 久保山斎場 残骨灰 28,000kg(概算)の売扱」契約について適用するものとする。

### (2) 契約の種別

本売扱契約は、概算数量契約とする。

### (3) 適用約款

本契約は売扱契約約款を適用し、仕様については、売扱契約約款に定めるものの他は、この仕様書によるものとする。

## 2 件名

令和7年度 久保山斎場 残骨灰 28,000kg(概算)の売扱

## 3 契約期間

契約決定した日から令和8年3月31日まで

ただし、引渡開始日は令和7年4月1日以降の横浜市が指定する日とする。

## 4 売扱物

久保山斎場から発生する残骨灰のうち、横浜市が指定する日から令和8年3月31日までの間に、横浜市が買受人に対し引取りを求める残骨灰 28,000kg(概算)とする。

また、買受人は契約期間内に横浜市が買受人に対し引取りを求める売扱物について、買受人はすべて引き取らなければならない。

買受人が引き取った売扱物は、「残骨」、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」に分別を行った上で、「残骨」を埋葬し、「資源物(有価金属等)」をリユース・リサイクルし、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」を処理するとともに、買受人はその費用を負担しなければならない。

なお、売扱物の品質等について買受人、その関係者、第三者等が横浜市に対して異議を行うことは一切認めないものとする。

売扱物の所有権は、横浜市及び買受人が本売扱契約の約款及び仕様書で定める一連の手続きを完了した後、売扱物が久保山斎場の敷地外へ移動した時点で、横浜市から買受人に移転するものとし、久保山斎場で契約期間内に発生した残骨灰であっても、久保山斎場の敷地外に移動されていない残骨灰の所有権は、なお横浜市に属するものとする。

## 5 引取場所及びその設備仕様等

### (1) 所在地

横浜市西区元久保町3番1号 横浜市久保山斎場

### (2) 残骨灰の構成

残骨、焼却灰、集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物等

### (3) 火葬炉の形式

寝棺型台車式 12基 (火葬炉メーカー：株宮本工業所)

### (4) 除じん設備

電気集じん機 6基

### (5) 保管場所

別添斎場配置・平面図参照

## 6 用語の定義

### (1) 残骨灰

火葬・収骨後に残った、「骨、焼却灰・集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物等」を含むものをいう。

### (2) 残灰袋

残骨灰を保管するための袋（いわゆる「フレコンバック」）であり、横浜市が所有する下記仕様のコンテナの中にあるので、買受人は、残灰袋ごと残骨灰を引取るものとする。

コンテナ

サイズ：650mm×900mm×高さ 720mm(内寸)

仕 様：台車積載型底板開放式、吊り金具付き



残灰袋が入っているコンテナの形状

なお、残灰袋は原則として横浜市が用意するが、再利用が出来るものについては次回引取時に(最終引取日の時は別途郵送等により)横浜市に返却するものとし、再利用が出来ないものについては買受人の責において適切に処分しなければならない。

### (3) 埋葬

残骨灰に含まれる、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」を除いた「残骨」について、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号) (以下、「墓埋法」という。) 第 1 条「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関連法令を遵守した上で、全量、買受人が所有または提携する墓地等に適切に葬ることをいう。

### (4) 「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」

「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」とは、買受人または買受人提携先が、墓埋法第 2 条第 5 項に規定する「墓地」、同 2 条第 6 項に規定する「納骨堂」のうち、都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長。)から許可を得て現に得ている墓地等をいう。

## 7 売扱数量(概算)

残骨灰 28,000kg(概算)

参考：令和 5 年度搬出実績 23,989kg (火葬 11,012 件)

売扱数量は、引取り場所に設置してある計量法の規定に基づく特定計量器によって、横浜市及び買受人双方で数量を確認しながら計量した数量とする。

また、残灰袋の重さは 1 枚あたり 2kg とし、売扱数量には含まないものとする。

なお、売扱数量は概算であり、契約締結後、買受人は横浜市の指示に基づき、残骨灰の引取りを行わなければならない。

## 8 引渡方法

### (1) 引渡場所からの引渡し

ア 買受人は、売扱物をアームロール車かトラッククレーン装着車(通称：ユニット車)、クレーン付箱車等、特定計量器(クレーンスケール)による計量が可能な車両(以下「買受人車両」という。)で引き取るものとし、横浜市からの指示に基づき、売扱物の入った残灰袋を引取場所から引取るものとする。

イ 本売扱契約における売扱物の計量は、引取場所にあり、かつ横浜市が所有する計量法の規定に基づく特定計量器(クレーンスケール。次頁の写真のとおり)により行うものとする。

買受人は買受人車両に特定計量器を装着し、残灰袋を持ち上げ、1袋ごとに残灰袋の重量を計量するものとする。

なお、買受人車両への特定計量器の装着及び残灰袋の搬出作業は買受人が行うものとする。

また、買受人車両での売払物引取時に、残灰袋がコンテナから抜き取りにくい場合が想定されるため、買受人は、角材、吊りロープ(スリングベルト)等、コンテナから残灰袋を抜き取るのに必要となる資機材を搬出時に持参するものとする。

ウ 残灰袋の計量数値については、売払物引渡時に買受人が用意(買受人で予め必要事項を記載しておくこと)した「(様式4)売払物計量伝票」に、斎場職員が計量数値を記載し、斎場職員、買受人双方で様式に記載した数値と特定計量器の表示数値とが一致していることを確認するものとする。

また、斎場職員、買受人双方とも様式に押印または直筆によるサインを行うものとする。

エ 計量時、残灰袋の重さは1枚あたり2kgとし、売払物の数量から差し引くものとする。

オ 数量は特定計量器に表示されたkg単位とし、特定計量器に表示されない端数は含めないものとする。

カ 「(様式4)売払物計量伝票」は斎場職員が直ちに複写し、「(様式4)売払物計量伝票」の原本は横浜市が保管し、「(様式4)売払物計量伝票」の写しを買受人に渡すものとする。

キ 買受人は全ての売払物を買受人車両に積み込んだ後、特定計量器を買受人車両から取り外し、横浜市の指定する場所に返却するものとする。

ク 横浜市の特定計量器の故障等のため、引渡場所で設置している特定計量器による計量ができなくなった場合には、買受人は横浜市が指定する別の施設で計量を行わなければならない。

ケ 横浜市が買受人に対し売払物の引取りを指示した場合には、買受人は横浜市からの指示に従い、速やかに売払物の引取りを行わなければならない。

コ 本売払契約の売払物の積載量を明確にするため、買受人は、本売払契約の売払物とそれ以外の資源物等を混載してはならない。



- サ 買受人は、引取りにあたっては最も安全かつ効率的な経路を選択するとともに、自動車事故の防止を図るため、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)等関係法令を遵守しなければならない。また、買受人は、買受人車両やコンテナ等から油含水が流出しないよう十分留意しなければならない。
- シ 売扱物の引取りに要する運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。
- ス 買受人は、引渡場所及びそれに付随する横浜市の機材、備品類、計量器等を使用する際、買受人は善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

#### (2) 引取日時

引取日時は横浜市と買受人とが調整の上、横浜市が決定するものとする。  
買受人は、引取日時について横浜市の指示に従い、円滑な引き取りを行わなければならない。また、買受人は横浜市が指定した日時以外に売扱物の引取作業を行ってはならない。

#### (3) 所有权の移転

売扱物の所有権は、横浜市及び買受人が本売扱契約の約款及び仕様書で定める一連の手続きを完了した後、売扱物が久保山斎場の敷地外へ移動した時点で、横浜市から買受人に移転するものとする。

#### (4) 車両及び人員

買受人は引取・運搬業務の実施にあたり、必要となる買受人車両及び人員は買受人自ら調達しなければならない。

なお、買受人車両は整備良好かつ有効な車検証等を有するものでなければならず、買受人は、残灰袋内に土石やスラグ等の異物の混入のおそれがある買受人車両で引取・運搬等をしてはならない。

本業務のうち資格を有する作業は、必ず当該資格の有資格者が行わなければならず、作業従事者名及び保有資格等について「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載した上で本売扱契約締結後14日以内に提出しなければならない。

また、本売扱契約業務を指揮監督する責任者を1名定め、「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載した上で、本売扱契約締結後14日以内に提出しなければならない。

#### (5) 注意事項

買受人は、売扱物の引取・運搬の実施にあたり、引取場所及び付近の環境衛生に十分配慮するとともに、斎場という性格を十分に理解し、来場者等に対しての言動には十分注意し、節度ある態度、服装で業務を履行しなければならない。

また、残骨灰は信仰の対象物として市民感情に触れることも十分考慮した上で、丁重かつ迅速に引取・運搬を行わなければならない。

## (6) 引取・運搬経路

買受人は、斎場敷地内へ進入するときは斎場に事前に連絡を取り、その許可を得るとともに、場内では最徐行し、斎場利用者(遺族等)がいる場合には、その妨げにならないよう注意しなければならない。また、買受人は、売払物の引取・運搬の実施にあたり、売払物が飛散・流出若しくは地下に浸透し、または悪臭が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

## (7) 積載重量等

買受人は、売払物の引取・運搬の実施にあたり、車両積載重量等を順守するとともに、買受人の運搬車両等に積載可能重量を超えて積荷等を載せてはならない。

仮に、本売払契約に係る買受人の運搬車両等が積載可能重量を超えて運搬等をした場合、その責は買受人によるものとする。

## (8) 周辺環境等への配慮

買受人は、斎場敷地内等においては、アイドリングストップを心がけるとともに、斎場敷地内外を問わず、汚物、汚水、車両の油含水等が下水道や道路上等に流出しないように必要な対策を講じなければならない。

また、騒音・振動等により、斎場及び運搬経路周辺の住環境等に支障をきたすことがないように十分注意しなければならない。

## (9) 冬期対策

買受人は、降雪時や凍結時等には滑り止め装置(スノータイヤやスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等)を装着し、交通事故や交通渋滞発生の防止等に努めなければならない。

## (10) 電力並びに用水の使用について

本売払契約業務において、買受人が斎場敷地内で本売払契約のみに直接使用する電力並びに用水については横浜市より無償で支給するものとする。

ただし、使用場所、使用方法、時間等について買受人は事前に横浜市と協議し、その了承を得なければならない。

## (11) 斎場内における指示

買受人は、斎場内においては、横浜市が定める規定や横浜市職員及び斎場職員の指示等に従うとともに、火気及び電気機器の使用については十分注意し、喫煙は指定の場所で行わなければならない。

## (12) 清掃作業

買受人は、売払物の引取りにあたり、斎場内の作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに売払物の引取りに使用した機材等を片付け、買受人の責において斎場内の作業場所を清掃しなければならない。

### (13) 残灰袋の設置及び処分

買受人は、売払物をコンテナから引取後、コンテナがすぐに使用できるよう、コンテナに残灰袋を設置しなければならない。

なお、残灰袋は原則として横浜市が用意するが、再利用が出来るものについては、可能な範囲内で次回引取時に(最終引取日の時は別途郵送等により)横浜市に返却するものとし、再利用が出来ないものについては買受人の責において適切に処分しなければならない。

### (14) 責任の所在

買受人は、法令によって起因するすべての責任を買受人が負うものとする。また、横浜市の明確な責によらない作業中の事故(人身事故を含む)については、一切買受人の責任において処理するものとする。

## 9 売払物の処理等

### (1) 残骨灰の処理

買受人は残骨灰について、厚生労働省通達(衛企第17号(「火葬場から搬出されるダイオキシン類削減対策指針」) : 平成12年3月31日付)における「残骨灰は、従前通り墓埋法の趣旨に鑑み、残骨灰を適正に取り扱うこと」や墓埋法第1条の「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」等の記載に基づき処理しなければならない。

### (2) 売払物の分別

買受人は売払物について、「残骨」、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うとともに、買受人はその費用を負担しなければならない。

### (3) 残骨の埋葬

買受人は、分別した「残骨」は全て、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう、墓埋法第1条「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関係法令を遵守した上で、必ず「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」に適切に埋葬及び供養しなければならず、買受人が「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」以外の場所・施設等に分別した残骨を搬入・埋葬・処理等をしてはならない。

### (4) 資源物(有価金属等)の処理

買受人は、引き取った売払物のうち、「資源物(有価金属等)」については適正にリユースまたはリサイクルしなければならない。

## (5) 「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」の処理

買受人は、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)等の関係法令を遵守した上で環境保全対策上、適正処理が可能な方式により処理するものとし、買受人は売扱物に含まれている一切のものを不法に投棄等をしてはならない。

## 10 履行確認等

本仕様書の記載事項について適正に行われていることを確認するために、横浜市は必要な時にいつでも買受人施設内、「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」、最終処分先等への履行確認、立入調査及びその他事情聴取、書類審査ができるものとする。

買受人は、横浜市が履行確認等を行う場合には、それに協力するとともに、「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」、最終処分先の調整や立会等も含め、買受人の責において誠実に対応しなければならない。

## 11 契約締結後14日以内に提出する書類

買受人は本契約締結後 14 日以内に以下の書類を横浜市に提出しなければならない。

### (1) 「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」

買受人は、本売扱契約を指揮監督する責任者を1名定めるとともに、本売扱契約に係る「責任者(本売扱契約を指揮監督する者)」、「作業従事者(本売扱契約に係る売扱物の引取・運搬に従事する者)」、「使用車両(本売扱契約に係る売扱物の引取・運搬に使用する車両)の型、ナンバー、積載重量等」について「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載し、宛名を「横浜市契約事務受任者」とし、横浜市に対し、本契約締結後14日以内に提出しなければならない。

### (2) 買受人処理施設の概要

買受人は、本売扱契約における売扱物の分別等を行う買受人処理施設の概要が分かる書類(様式任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、本契約締結後 14 日以内に横浜市に提出しなければならない。

### (3) 埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要

買受人は、本売扱契約における売扱物の埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要が分かる書類(様式等任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、横浜市に対し、本契約締結後 14 日以内に提出しなければならない。

#### (4) 「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」の概要

買受人は、本売払契約に係る「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」の概要が分かる書類(様式等任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、本契約締結後14日以内に横浜市に提出しなければならない。

なお、「買受人が所有する墓地等」については、当該墓地等に係る都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長。)の許可に関する書類を、一方「買受人が提携する墓地等」については、買受人が引取りをした売払物を分別した「残骨」を「買受人が提携する墓地等」に埋葬することが出来ることを示す書面(契約書、協定書、永代供養の証等、様式は任意。)を本契約締結後14日以内に横浜市に提出しなければならない。

### 12 処理及び契約期間完了後の提出書類

#### (1) 「(様式2)売払物引取報告書」

買受人は、履行した月の「(様式2)売払物引取報告書」に必要事項を記載し、履行月終了後7日以内に横浜市に提出しなければならない。

#### (2) 「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」

買受人は分別した売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等の処理状況が分かるよう、「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」に必要事項を記載し、契約期間完了後速やかに横浜市に提出しなければならない。

また、「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」には、売払物の処理工程・状況や埋葬先、最終処理状況等の分かる写真と、適正な最終処分先であることの分かる書類(マニフェストの写し等)を添付しなければならない。

#### (3) 報告要請への対応

横浜市は本売払契約に関して、必要に応じ、買受人に対し売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等に関する(1)及び(2)以外の関係書類の提出を求めることができる。この場合、買受人は横浜市の指示に従い、直ちに対応しなければならない。

## 13 保存義務

### (1) 各種報告書等

買受人は、本売払契約に係る各種報告書や伝票を本売払契約の契約期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

### (2) 処理等に係る業務記録

買受人は、本売払契約に係る埋葬・処理等に係る業務の実施に関し、帳簿を備え、月次にまとめて本売払契約の契約期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

### (3) 開示義務

買受人は、横浜市から(1)及び(2)に係る情報の開示を求められたときは、本売払契約期間終了後でも遅滞なくその要請に応じなければならない。

## 14 売払金額の納入及び精算等について

### (1) 売払金額の納入

買受人は売払金額について、令和7年4月及び10月の残骨灰引取開始前までに、各々その2分の1の額を横浜市の定める納入通知書により納入しなければならない。

### (2) 売払金額の納入通知書の写しの送付

買受人は、売払金額を納入した際には速やかに納入通知書の写しを横浜市にFAX等で提出しなければならない。

### (3) 納入されなかった場合の措置

買受人が令和7年4月及び10月の残骨灰引取開始日までに売払金額を納入しなかった場合、または横浜市が買受人が売払金額を納入したことが確認出来なかつた場合には、横浜市は買受人に対し売払物の引渡しを拒否することが出来るものとする。

### (4) 精算

横浜市が契約期間内に買受人に対し引渡した売払物の引渡実績数量(以下、「確定数量」という。)と、本売払契約の売払物の概算契約数量(以下、「概算契約数量」という。)の間に差を生じた場合には、契約単価に「確定数量」を乗じて定めた金額に基づき、本売払契約に係る精算を横浜市が行うものとする。

「確定数量」が「概算契約数量」を上回る場合には、買受人は、横浜市の定める納入通知書により横浜市の指定した日までに差額を納付しなければならない。

一方、「確定数量」が「概算契約数量」を下回る場合には、横浜市が買受人に対して差額を還付するものとし、買受人は、横浜市が別に指定する方法により、還付手続きを行わなければならない。

なお、精算は契約期間終了後に一括して行うものとする。

### (5) 単価の変更

本売払契約の契約単価の変更は、原則として行わないものとする。ただし、特別な要因により引渡期間内に売払対象資源物の日本国内におけるに著しい変動が生じ、契約代金額が不適当となったと認められるとき、または予期することのできない特別の事情により、引渡期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったとき等、売払物契約約款の規定による場合には、横浜市又は買受人は、契約代金額の変更を請求することができるものとする。

### (6) その他の支払条件等

その他の支払条件等については、売払契約約款、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)及び関連法令に基づくものとする。

## 15 守秘義務

買受人は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

また、買受人が業務上知り得た情報等について、買受人は漏えいや盜難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じなければならない

## 16 労務安全管理

### (1) 雇用関係

買受人は、本売払契約に係る従業員等の雇用にあたっては、労働基準法(昭和22年7月法律第49号)その他の労働関係法規を遵守しなければならない。

### (2) 労務環境

買受人は、労働基準法、労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)その他関連法令の定めるところにより、本売払契約の従業員等に対する労務環境の安全維持向上や衛生保持についての対策や過労対策、事故防止、夏季熱中症対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。

### (3) 安全衛生管理責任

買受人(買受人の再委託先も含む)は、本売払契約において、関係法令を遵守して万全の安全衛生対策及び生活環境保全措置を講じ、健康障害、安全衛生上または生活環境保全上の事故及び支障の発生を未然に防止しなければならない。

### (4) 買受人の責務

本業務の実施に当たり、買受人は作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法及びその他関連法規に関する一切の責を負うものとする。

## 17 事故等への対応

### (1) 事故予防

買受人は、交通事故や労働災害、健康障害、安全衛生上、生活環境保全上等の事故、防災等の予防、災害、事件、事故等の緊急事態に備えるため、横浜市と協力して事故等の対応体制を整えるよう努めなければならない。

### (2) 報告義務

買受人は、本売払契約に係る全ての業務の履行中等において、その一切の責任を負うとともに、交通事故や労働災害、健康障害、安全衛生上、生活環境保全上等の事故が発生した場合等は、即刻作業等を停止して適切な処置等をとるとともに、事故後直ちに事故の第一報を横浜市、所轄の官公署や関係者等に報告するとともに、事故後7日以内に詳細な報告書(様式は任意とする。)を横浜市に提出しなければならない。

### (3) 事故後の措置等

(2)の場合において、買受人は横浜市と協議の上、事故等の原因を調査し適切な措置及び改善策等を講じなければならない。

## 18 施設等の損害復旧

### (1) 損害への対応等

買受人が本売払契約の履行中において、買受人の責めに帰すべき事由により第三者、斎場、周辺の建物及びその他の設備、車両等に損害を与えた場合、買受人は、横浜市の指示に基づき、修繕や損害賠償等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。

### (2) リスク負担等

買受人の責めに帰すべき事由によらない損害または買受人の責めに帰すべき事由に加え、他の責めに帰すべき事由により生じた損害等に係るリスク負担については、その損害の発生事由や損害状況等に応じ、横浜市と買受人が協議のうえ、対応するものとする。

## 19 横浜市との協力関係

### (1) 横浜市への協力

買受人は、本売払契約に関連する横浜市の施策等に、積極的に協力するよう努めるものとする。

## (2) 緊急事態等の発生時

地震や暴風、豪雨、豪雪等の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項で定められている「災害」や、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」、テロ、感染症、環境汚染等の「事件等の緊急事態」等、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態等が発生した場合、買受人は、本売買契約の内容に付随する範囲かつ可能な範囲内において、率先して横浜市及び関連機関等に協力するよう努めなければならない。

また、緊急事態等が発生した場合には、買受人は横浜市を含む関係者に対してその旨を通報しなければならない。

## (3) 初期対応等

前項に規定する緊急事態が発生した場合において、本売買契約に関連する初期対応その他必要な対応等を買受人が行う場合は、その費用負担やリスク分担等も含め、買受人は横浜市と誠実に協議するよう努めるものとする。

# 20 反社会的勢力等の排除

## (1) 法令順守

買受人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)や横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)等関連法令の趣旨を理解した上で、同条例第2条第2号に定める暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当してはならず、また、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第3条第1項又は第2項に違反してはならない。

## (2) 反社会的勢力等との取引の制限

買受人は、本売買契約にあたり、その関係者等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定めるものや横浜市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等)の反社会的勢力等に該当することを知りながら、当該者と契約締結や引渡し等を行ってはならない。

## (3) 反社会的勢力等への対応

買受人が、本売買契約に関して、反社会的勢力等を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((2)に該当する場合を除く。)において、横浜市が買受人に対して当該契約の解除を指示した場合には、買受人は横浜市の指示に従わなければならない。

## **21 名板貸の禁止**

買受人は、商法(明治32年3月9日法律第48号)第14条に規定する名板貸をしてはならない。

## **22 権利等の譲渡制限**

買受人は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売扱人の承諾を得た場合はこの限りではない。

## **23 契約の解除**

横浜市は、横浜市契約規則及び売扱契約約款、本仕様書、その他関連法令等に違反した場合は、契約を解除することができる。

## **24 その他**

買受人は、本売扱契約に関する仕様書及び関係書類、関連法令等を熟覧のうえ、本売扱契約を締結しなければならない。

本売扱契約の契約締結後に、本仕様の記載事項及び関係書類、関連法令等に対する買受人からの異議は一切認めないものとする。

## **25 疑義**

本売扱契約に関して、疑義が生じた場合には、横浜市と買受人が協議のうえ解決するものとする。

南部斎場 残骨灰 14,250kg(概算)の売扱  
仕様書

令和7年度  
横浜市健康福祉局

## 1 総則

### (1) 本仕様の適用

本仕様書は、横浜市と買受人とが締結する「令和7年度 南部斎場 残骨灰 14,250kg(概算)の売扱」契約について適用するものとする。

### (2) 契約の種別

本売扱契約は、概算数量契約とする。

### (3) 適用約款

本契約は売扱契約約款を適用し、仕様については、売扱契約約款に定めるものの他は、この仕様書によるものとする。

## 2 件名

令和7年度 南部斎場 残骨灰 14,250kg(概算)の売扱

## 3 契約期間

契約決定した日から令和8年3月31日まで

ただし、引渡開始日は令和7年4月1日以降の横浜市が指定する日とする。

## 4 売扱物

南部斎場から発生する残骨灰のうち、横浜市が指定する日から令和8年3月31日までの間に、横浜市が買受人に対し引取りを求める残骨灰 14,250kg(概算)とする。

また、買受人は契約期間内に横浜市が買受人に対し引取りを求める売扱物について、買受人はすべて引き取らなければならない。

買受人が引き取った売扱物は、「残骨」、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」に分別を行った上で、「残骨」を埋葬し、「資源物(有価金属等)」をリユース・リサイクルし、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」を処理するとともに、買受人はその費用を負担しなければならない。

なお、売扱物の品質等について買受人、その関係者、第三者等が横浜市に対して異議を行うことは一切認めないものとする。

売扱物の所有権は、横浜市及び買受人が本売扱契約の約款及び仕様書で定める一連の手続きを完了した後、売扱物が南部斎場の敷地外へ移動した時点で、横浜市から買受人に移転するものとし、南部斎場で契約期間内に発生した残骨灰であっても、南部斎場の敷地外に移動されていない残骨灰の所有権は、なお横浜市に属するものとする。

## 5 引取場所及びその設備仕様等

### (1) 所在地

横浜市金沢区みず木町1番地 横浜市南部斎場

### (2) 残骨灰の構成

残骨、焼却灰、集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物等

### (3) 火葬炉の形式

寝棺型台車式 10基(火葬炉メーカー：(株)宮本工業所)

### (4) 除じん設備

電気集じん機 5基

### (5) 保管場所

別添斎場配置・平面図参照

## 6 用語の定義

### (1) 残骨灰

火葬・収骨後に残った、「骨、焼却灰・集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物等」を含むものをいう。

### (2) 残灰袋

残骨灰を保管するための袋（いわゆる「フレコンバック」）であり、横浜市が所有する下記仕様のコンテナの中にあるので、買受人は、残灰袋ごと残骨灰を引取るものとする。

コンテナ

サイズ：650mm×900mm×高さ 720mm(内寸)

仕 様：台車積載型底板開放式、吊り金具付き



残灰袋が入っているコンテナの形状

なお、残灰袋は原則として横浜市が用意するが、再利用が出来るものについては次回引取時に(最終引取日の時は別途郵送等により)横浜市に返却するものとし、再利用が出来ないものについては買受人の責において適切に処分しなければならない。

### (3) 埋葬

残骨灰に含まれる、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」を除いた「残骨」について、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号) (以下、「墓埋法」という。) 第 1 条「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関連法令を遵守した上で、全量、買受人が所有または提携する墓地等に適切に葬ることをいう。

### (4) 「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」

「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」とは、買受人または買受人提携先が、墓埋法第 2 条第 5 項に規定する「墓地」、同 2 条第 6 項に規定する「納骨堂」のうち、都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長。)から許可を得て現に得ている墓地等をいう。

## 7 売扱数量(概算)

残骨灰 14,250kg(概算)

参考：令和 5 年度搬出実績 12,243kg (火葬 7,136 件)

売扱数量は、引取り場所に設置してある計量法の規定に基づく特定計量器によって、横浜市及び買受人双方で数量を確認しながら計量した数量とする。

また、残灰袋の重さは 1 枚あたり 2kg とし、売扱数量には含まないものとする。

なお、売扱数量は概算であり、契約締結後、買受人は横浜市の指示に基づき、残骨灰の引取りを行わなければならない。

## 8 引渡方法

### (1) 引渡場所からの引渡し

ア 買受人は、売扱物をアームロール車かトラッククレーン装着車(通称：ユニット車)、クレーン付箱車等、特定計量器(クレーンスケール)による計量が可能な車両(以下「買受人車両」という。)で引き取るものとし、横浜市からの指示に基づき、売扱物の入った残灰袋を引取場所から引取るものとする。

イ 本売扱契約における売扱物の計量は、引取場所にあり、かつ横浜市が所有する計量法の規定に基づく特定計量器(クレーンスケール。次頁の写真のとおり)により行うものとする。

買受人は買受人車両に特定計量器を装着し、残灰袋を持ち上げ、1袋ごとに残灰袋の重量を計量するものとする。

なお、買受人車両への特定計量器の装着及び残灰袋の搬出作業は買受人が行うものとする。

また、買受人車両での売払物引取時に、残灰袋がコンテナから抜き取りにくい場合が想定されるため、買受人は、角材、吊りロープ(スリングベルト)等、コンテナから残灰袋を抜き取るのに必要となる資機材を搬出時に持参するものとする。

ウ 残灰袋の計量数値については、売払物引渡時に買受人が用意(買受人で予め必要事項を記載しておくこと)した「(様式4)売払物計量伝票」に、横浜市職員が計量数値を記載し、横浜市職員、買受人双方で様式に記載した数値と特定計量器の表示数値とが一致していることを確認するものとする。

また、横浜市職員、買受人双方とも様式に押印または直筆によるサインを行うものとする。

エ 計量時、残灰袋の重さは1枚あたり2kgとし、売払物の数量から差し引くものとする。

オ 数量は特定計量器に表示されたkg単位とし、特定計量器に表示されない端数は含めないものとする。

カ 「(様式4)売払物計量伝票」は横浜市職員が直ちに複写し、「(様式4)売払物計量伝票」の原本は横浜市が保管し、「(様式4)売払物計量伝票」の写しを買受人に渡すものとする。

キ 買受人は全ての売払物を買受人車両に積み込んだ後、特定計量器を買受人車両から取り外し、横浜市の指定する場所に返却するものとする。

ク 横浜市の特定計量器の故障等のため、引渡場所で設置している特定計量器による計量ができなくなった場合には、買受人は横浜市が指定する別の施設で計量を行わなければならない。

ケ 横浜市が買受人に対し売払物の引取りを指示した場合には、買受人は横浜市からの指示に従い、速やかに売払物の引取りを行わなければならない。

コ 本売払契約の売払物の積載量を明確にするため、買受人は、本売払契約の売払物とそれ以外の資源物等を混載してはならない。



特定計量器  
(クレーンスケール)

- サ 買受人は、引取りにあたっては最も安全かつ効率的な経路を選択するとともに、自動車事故の防止を図るため、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)等関係法令を遵守しなければならない。また、買受人は、買受人車両やコンテナ等から油含水が流出しないよう十分留意しなければならない。
- シ 売扱物の引取りに要する運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。
- ス 買受人は、引渡場所及びそれに付随する横浜市の機材、備品類、計量器等を使用する際、買受人は善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

#### (2) 引取日時

引取日時は横浜市と買受人とが調整の上、横浜市が決定するものとする。  
買受人は、引取日時について横浜市の指示に従い、円滑な引き取りを行わなければならない。また、買受人は横浜市が指定した日時以外に売扱物の引取作業を行ってはならない。

#### (3) 所有权の移転

売扱物の所有権は、横浜市及び買受人が本売扱契約の約款及び仕様書で定める一連の手続きを完了した後、売扱物が南部斎場の敷地外へ移動した時点で、横浜市から買受人に移転するものとする。

#### (4) 車両及び人員

買受人は引取・運搬業務の実施にあたり、必要となる買受人車両及び人員は買受人自ら調達しなければならない。

なお、買受人車両は整備良好かつ有効な車検証等を有するものでなければならず、買受人は、残灰袋内に土石やスラグ等の異物の混入のおそれがある買受人車両で引取・運搬等をしてはならない。

本業務のうち資格を有する作業は、必ず当該資格の有資格者が行わなければならず、作業従事者名及び保有資格等について「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載した上で本売扱契約締結後14日以内に提出しなければならない。

また、本売扱契約業務を指揮監督する責任者を1名定め、「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載した上で、本売扱契約締結後14日以内に提出しなければならない。

#### (5) 注意事項

買受人は、売扱物の引取・運搬の実施にあたり、引取場所及び付近の環境衛生に十分配慮するとともに、斎場という性格を十分に理解し、来場者等に対しての言動には十分注意し、節度ある態度、服装で業務を履行しなければならない。

また、残骨灰は信仰の対象物として市民感情に触れることも十分考慮した上で、丁重かつ迅速に引取・運搬を行わなければならない。

## (6) 引取・運搬経路

買受人は、斎場敷地内へ進入するときは斎場に事前に連絡を取り、その許可を得るとともに、場内では最徐行し、斎場利用者(遺族等)がいる場合には、その妨げにならないよう注意しなければならない。また、買受人は、売払物の引取・運搬の実施にあたり、売払物が飛散・流出若しくは地下に浸透し、または悪臭が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

## (7) 積載重量等

買受人は、売払物の引取・運搬の実施にあたり、車両積載重量等を順守するとともに、買受人の運搬車両等に積載可能重量を超えて積荷等を載せてはならない。

仮に、本売払契約に係る買受人の運搬車両等が積載可能重量を超えて運搬等をした場合、その責は買受人によるものとする。

## (8) 周辺環境等への配慮

買受人は、斎場敷地内等においては、アイドリングストップを心がけるとともに、斎場敷地内外を問わず、汚物、汚水、車両の油含水等が下水道や道路上等に流出しないように必要な対策を講じなければならない。

また、騒音・振動等により、斎場及び運搬経路周辺の住環境等に支障をきたすことがないように十分注意しなければならない。

## (9) 冬期対策

買受人は、降雪時や凍結時等には滑り止め装置(スノータイヤやスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等)を装着し、交通事故や交通渋滞発生の防止等に努めなければならない。

## (10) 電力並びに用水の使用について

本売払契約業務において、買受人が斎場敷地内で本売払契約のみに直接使用する電力並びに用水については横浜市より無償で支給するものとする。

ただし、使用場所、使用方法、時間等について買受人は事前に横浜市と協議し、その了承を得なければならない。

## (11) 斎場内における指示

買受人は、斎場内においては、横浜市が定める規定や横浜市職員及び横浜市が斎場運営等に係る業務委託を行った委託先従業員の指示等に従うとともに、火気及び電気機器の使用については十分注意し、喫煙は指定の場所で行わなければならぬ。

## (12) 清掃作業

買受人は、売払物の引取りにあたり、斎場内の作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに売払物の引取りに使用した機材等を片付け、買受人の責において斎場内の作業場所を清掃しなければならない。

### (13) 残灰袋の設置及び処分

買受人は、売払物をコンテナから引取後、コンテナがすぐに使用できるよう、コンテナに残灰袋を設置しなければならない。

なお、残灰袋は原則として横浜市が用意するが、再利用が出来るものについては、可能な範囲内で次回引取時に(最終引取日の時は別途郵送等により)横浜市に返却するものとし、再利用が出来ないものについては買受人の責において適切に処分しなければならない。

### (14) 責任の所在

買受人は、法令によって起因するすべての責任を買受人が負うものとする。また、横浜市の明確な責によらない作業中の事故(人身事故を含む)については、一切買受人の責任において処理するものとする。

## 9 売払物の処理等

### (1) 残骨灰の処理

買受人は残骨灰について、厚生労働省通達(衛企第17号(「火葬場から搬出されるダイオキシン類削減対策指針」)：平成12年3月31日付)における「残骨灰は、従前通り墓埋法の趣旨に鑑み、残骨灰を適正に取り扱うこと」や墓埋法第1条の「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」等の記載に基づき処理しなければならない。

### (2) 売払物の分別

買受人は売払物について、「残骨」、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うとともに、買受人はその費用を負担しなければならない。

### (3) 残骨の埋葬

買受人は、分別した「残骨」は全て、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう、墓埋法第1条「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関係法令を遵守した上で、必ず「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」に適切に埋葬及び供養しなければならず、買受人が「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」以外の場所・施設等に分別した残骨を搬入・埋葬・処理等をしてはならない。

### (4) 資源物(有価金属等)の処理

買受人は、引き取った売払物のうち、「資源物(有価金属等)」については適正にリユースまたはリサイクルしなければならない。

### (5) 「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」の処理

買受人は、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)等の関係法令を遵守した上で環境保全対策上、適正処理が可能な方式により処理するものとし、買受人は売扱物に含まれている一切のものを不法に投棄等をしてはならない。

## 10 履行確認等

本仕様書の記載事項について適正に行われていることを確認するために、横浜市は必要な時にいつでも買受人施設内、「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」、最終処分先等への履行確認、立入調査及びその他事情聴取、書類審査ができるものとする。

買受人は、横浜市が履行確認等を行う場合には、それに協力するとともに、「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」、最終処分先の調整や立会等も含め、買受人の責において誠実に対応しなければならない。

## 11 契約締結後14日以内に提出する書類

買受人は本契約締結後 14 日以内に以下の書類を横浜市に提出しなければならない。

### (1) 「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」

買受人は、本売扱契約を指揮監督する責任者を1名定めるとともに、本売扱契約に係る「責任者(本売扱契約を指揮監督する者)」、「作業従事者(本売扱契約に係る売扱物の引取・運搬に従事する者)」、「使用車両(本売扱契約に係る売扱物の引取・運搬に使用する車両)の型、ナンバー、積載重量等」について「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載し、宛名を「横浜市契約事務受任者」とし、横浜市に対し、本契約締結後14日以内に提出しなければならない。

### (2) 買受人処理施設の概要

買受人は、本売扱契約における売扱物の分別等を行う買受人処理施設の概要が分かる書類(様式任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、本契約締結後 14 日以内に横浜市に提出しなければならない。

### (3) 埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要

買受人は、本売扱契約における売扱物の埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要が分かる書類(様式等任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、横浜市に対し、本契約締結後 14 日以内に提出しなければならない。

#### (4) 「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」の概要

買受人は、本売払契約に係る「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」の概要が分かる書類(様式等任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、本契約締結後14日以内に横浜市に提出しなければならない。

なお、「買受人が所有する墓地等」については、当該墓地等に係る都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長。)の許可に関する書類を、一方「買受人が提携する墓地等」については、買受人が引取りをした売払物を分別した「残骨」を「買受人が提携する墓地等」に埋葬することが出来ることを示す書面(契約書、協定書、永代供養の証等、様式は任意。)を本契約締結後14日以内に横浜市に提出しなければならない。

### 12 処理及び契約期間完了後の提出書類

#### (1) 「(様式2)売払物引取報告書」

買受人は、履行した月の「(様式2)売払物引取報告書」に必要事項を記載し、履行月終了後7日以内に横浜市に提出しなければならない。

#### (2) 「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」

買受人は分別した売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等の処理状況が分かるよう、「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」に必要事項を記載し、契約期間完了後速やかに横浜市に提出しなければならない。

また、「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」には、売払物の処理工程・状況や埋葬先、最終処理状況等の分かる写真と、適正な最終処分先であることの分かる書類(マニフェストの写し等)を添付しなければならない。

#### (3) 報告要請への対応

横浜市は本売払契約に関して、必要に応じ、買受人に対し売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等に関する(1)及び(2)以外の関係書類の提出を求めることができる。この場合、買受人は横浜市の指示に従い、直ちに対応しなければならない。

## 13 保存義務

### (1) 各種報告書等

買受人は、本売払契約に係る各種報告書や伝票を本売払契約の契約期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

### (2) 処理等に係る業務記録

買受人は、本売払契約に係る埋葬・処理等に係る業務の実施に関し、帳簿を備え、月次にまとめて本売払契約の契約期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

### (3) 開示義務

買受人は、横浜市から(1)及び(2)に係る情報の開示を求められたときは、本売払契約期間終了後でも遅滞なくその要請に応じなければならない。

## 14 売払金額の納入及び精算等について

### (1) 売払金額の納入

買受人は売払金額について、令和7年4月及び10月の残骨灰引取開始前までに、各々その2分の1の額を横浜市の定める納入通知書により納入しなければならない。

### (2) 売払金額の納入通知書の写しの送付

買受人は、売払金額を納入した際には速やかに納入通知書の写しを横浜市にFAX等で提出しなければならない。

### (3) 納入されなかった場合の措置

買受人が令和7年4月及び10月の残骨灰引取開始日までに売払金額を納入しなかった場合、または横浜市が買受人が売払金額を納入したことが確認出来なかつた場合には、横浜市は買受人に対し売払物の引渡しを拒否することが出来るものとする。

### (4) 精算

横浜市が契約期間内に買受人に対し引渡した売払物の引渡実績数量(以下、「確定数量」という。)と、本売払契約の売払物の概算契約数量(以下、「概算契約数量」という。)の間に差を生じた場合には、契約単価に「確定数量」を乗じて定めた金額に基づき、本売払契約に係る精算を横浜市が行うものとする。

「確定数量」が「概算契約数量」を上回る場合には、買受人は、横浜市の定める納入通知書により横浜市の指定した日までに差額を納付しなければならない。

一方、「確定数量」が「概算契約数量」を下回る場合には、横浜市が買受人に対して差額を還付するものとし、買受人は、横浜市が別に指定する方法により、還付手続きを行わなければならない。

なお、精算は契約期間終了後に一括して行うものとする。

### (5) 単価の変更

本売払契約の契約単価の変更は、原則として行わないものとする。ただし、特別な要因により引渡期間内に売払対象資源物の日本国内におけるに著しい変動が生じ、契約代金額が不適当となったと認められるとき、または予期することのできない特別の事情により、引渡期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったとき等、売払物契約約款の規定による場合には、横浜市又は買受人は、契約代金額の変更を請求することができるものとする。

### (6) その他の支払条件等

その他の支払条件等については、売払契約約款、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)及び関連法令に基づくものとする。

## 15 守秘義務

買受人は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

また、買受人が業務上知り得た情報等について、買受人は漏えいや盜難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じなければならない

## 16 労務安全管理

### (1) 雇用関係

買受人は、本売払契約に係る従業員等の雇用にあたっては、労働基準法(昭和22年7月法律第49号)その他の労働関係法規を遵守しなければならない。

### (2) 労務環境

買受人は、労働基準法、労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)その他関連法令の定めるところにより、本売払契約の従業員等に対する労務環境の安全維持向上や衛生保持についての対策や過労対策、事故防止、夏季熱中症対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。

### (3) 安全衛生管理責任

買受人(買受人の再委託先も含む)は、本売払契約において、関係法令を遵守して万全の安全衛生対策及び生活環境保全措置を講じ、健康障害、安全衛生上または生活環境保全上の事故及び支障の発生を未然に防止しなければならない。

### (4) 買受人の責務

本業務の実施に当たり、買受人は作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法及びその他関連法規に関する一切の責を負うものとする。

## 17 事故等への対応

### (1) 事故予防

買受人は、交通事故や労働災害、健康障害、安全衛生上、生活環境保全上等の事故、防災等の予防、災害、事件、事故等の緊急事態に備えるため、横浜市と協力して事故等の対応体制を整えるよう努めなければならない。

### (2) 報告義務

買受人は、本売払契約に係る全ての業務の履行中等において、その一切の責任を負うとともに、交通事故や労働災害、健康障害、安全衛生上、生活環境保全上等の事故が発生した場合等は、即刻作業等を停止して適切な処置等をとるとともに、事故後直ちに事故の第一報を横浜市、所轄の官公署や関係者等に報告するとともに、事故後7日以内に詳細な報告書(様式は任意とする。)を横浜市に提出しなければならない。

### (3) 事故後の措置等

(2)の場合において、買受人は横浜市と協議の上、事故等の原因を調査し適切な措置及び改善策等を講じなければならない。

## 18 施設等の損害復旧

### (1) 損害への対応等

買受人が本売払契約の履行中において、買受人の責めに帰すべき事由により第三者、斎場、周辺の建物及びその他の設備、車両等に損害を与えた場合、買受人は、横浜市の指示に基づき、修繕や損害賠償等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。

### (2) リスク負担等

買受人の責めに帰すべき事由によらない損害または買受人の責めに帰すべき事由に加え、他の責めに帰すべき事由により生じた損害等に係るリスク負担については、その損害の発生事由や損害状況等に応じ、横浜市と買受人が協議のうえ、対応するものとする。

## 19 横浜市との協力関係

### (1) 横浜市への協力

買受人は、本売払契約に関連する横浜市の施策等に、積極的に協力するよう努めるものとする。

## (2) 緊急事態等の発生時

地震や暴風、豪雨、豪雪等の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項で定められている「災害」や、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」、テロ、感染症、環境汚染等の「事件等の緊急事態」等、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態等が発生した場合、買受人は、本売払契約の内容に付随する範囲かつ可能な範囲内において、率先して横浜市及び関連機関等に協力するよう努めなければならない。

また、緊急事態等が発生した場合には、買受人は横浜市を含む関係者に対してその旨を通報しなければならない。

## (3) 初期対応等

前項に規定する緊急事態が発生した場合において、本売払契約に関連する初期対応その他必要な対応等を買受人が行う場合は、その費用負担やリスク分担等も含め、買受人は横浜市と誠実に協議するよう努めるものとする。

# 20 反社会的勢力等の排除

## (1) 法令順守

買受人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)や横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)等関連法令の趣旨を理解した上で、同条例第2条第2号に定める暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当してはならず、また、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第3条第1項又は第2項に違反してはならない。

## (2) 反社会的勢力等との取引の制限

買受人は、本売払契約にあたり、その関係者等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定めるものや横浜市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等)の反社会的勢力等に該当することを知りながら、当該者と契約締結や引渡し等を行ってはならない。

## (3) 反社会的勢力等への対応

買受人が、本売払契約に関して、反社会的勢力等を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((2)に該当する場合を除く。)において、横浜市が買受人に対して当該契約の解除を指示した場合には、買受人は横浜市の指示に従わなければならない。

## **21 名板貸の禁止**

買受人は、商法(明治32年3月9日法律第48号)第14条に規定する名板貸をしてはならない。

## **22 権利等の譲渡制限**

買受人は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売扱人の承諾を得た場合はこの限りではない。

## **23 契約の解除**

横浜市は、横浜市契約規則及び売扱契約約款、本仕様書、その他関連法令等に違反した場合は、契約を解除することができる。

## **24 その他**

買受人は、本売扱契約に関する仕様書及び関係書類、関連法令等を熟覧のうえ、本売扱契約を締結しなければならない。

本売扱契約の契約締結後に、本仕様の記載事項及び関係書類、関連法令等に対する買受人からの異議は一切認めないものとする。

## **25 疑義**

本売扱契約に関して、疑義が生じた場合には、横浜市と買受人が協議のうえ解決するものとする。

北部斎場 残骨灰 28,000kg(概算)の売扱  
仕様書

令和7年度  
横浜市健康福祉局

## 1 総則

### (1) 本仕様の適用

本仕様書は、横浜市と買受人とが締結する「令和7年度 北部斎場 残骨灰 28,000kg(概算)の売扱」契約について適用するものとする。

### (2) 契約の種別

本売扱契約は、概算数量契約とする。

### (3) 適用約款

本契約は売扱契約約款を適用し、仕様については、売扱契約約款に定めるものの他は、この仕様書によるものとする。

## 2 件名

令和7年度 北部斎場 残骨灰 28,000kg(概算)の売扱

## 3 契約期間

契約決定した日から令和8年3月31日まで

ただし、引渡開始日は令和7年4月1日以降の横浜市が指定する日とする。

## 4 売扱物

北部斎場から発生する残骨灰のうち、横浜市が指定する日から令和8年3月31日までの間に、横浜市が買受人に対し引取りを求める残骨灰 28,000kg(概算)とする。

また、買受人は契約期間内に横浜市が買受人に対し引取りを求める売扱物について、買受人はすべて引き取らなければならない。

買受人が引き取った売扱物は、「残骨」、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」に分別を行った上で、「残骨」を埋葬し、「資源物(有価金属等)」をリユース・リサイクルし、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」を処理するとともに、買受人はその費用を負担しなければならない。

なお、売扱物の品質等について買受人、その関係者、第三者等が横浜市に対して異議を行うことは一切認めないものとする。

売扱物の所有権は、横浜市及び買受人が本売扱契約の約款及び仕様書で定める一連の手続きを完了した後、売扱物が北部斎場の敷地外へ移動した時点で、横浜市から買受人に移転するものとし、北部斎場で契約期間内に発生した残骨灰であっても、北部斎場の敷地外に移動されていない残骨灰の所有権は、なお横浜市に属するものとする。

## 5 引取場所及びその設備仕様等

### (1) 所在地

横浜市緑区長津田町 5125 番地 1 横浜市北部斎場

### (2) 残骨灰の構成

残骨、焼却灰、集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物等

### (3) 火葬炉の形式

寝棺型台車式 16 基 (火葬炉メーカー：株宮本工業所)

### (4) 除じん設備

バグフィルター 8 基

### (5) 保管場所

別添斎場配置・平面図参照

## 6 用語の定義

### (1) 残骨灰

火葬・収骨後に残った、「骨、焼却灰・集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物等」を含むものをいう。

### (2) 残灰袋

残骨灰を保管するための袋（いわゆる「フレコンバック」）であり、横浜市が所有する下記仕様のコンテナの中にあるので、買受人は、残灰袋ごと残骨灰を引取るものとする。

コンテナ

サイズ：650mm×900mm×高さ 720mm(内寸)

仕 様：台車積載型底板開放式、吊り金具付き



残灰袋が入っているコンテナの形状

なお、残灰袋は原則として横浜市が用意するが、再利用が出来るものについては次回引取時に(最終引取日の時は別途郵送等により)横浜市に返却するものとし、再利用が出来ないものについては買受人の責において適切に処分しなければならない。

### (3) 埋葬

残骨灰に含まれる、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」を除いた「残骨」について、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号) (以下「墓埋法」という。) 第 1 条「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関連法令を遵守した上で、全量、買受人が所有または提携する墓地等に適切に葬ることをいう。

### (4) 「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」

「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」とは、買受人または買受人提携先が、墓埋法第 2 条第 5 項に規定する「墓地」、同 2 条第 6 項に規定する「納骨堂」のうち、都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長。)から許可を得て現に得ている墓地等をいう。

## 7 売扱数量(概算)

残骨灰 28,000kg(概算)

参考：令和 5 年度搬出実績 26,508kg (火葬 12,878 件)

売扱数量は、引取り場所に設置してある計量法の規定に基づく特定計量器によって、横浜市及び買受人双方で数量を確認しながら計量した数量とする。

また、残灰袋の重さは 1 枚あたり 2kg とし、売扱数量には含まないものとする。

なお、売扱数量は概算であり、契約締結後、買受人は横浜市の指示に基づき、残骨灰の引取りを行わなければならない。

## 8 引渡方法

### (1) 引渡場所からの引渡し

ア 買受人は、売扱物をアームロール車かトラッククレーン装着車(通称：ユニット車)、クレーン付箱車等、特定計量器(クレーンスケール)による計量が可能な車両(以下「買受人車両」という。)で引き取るものとし、横浜市からの指示に基づき、売扱物の入った残灰袋を引取場所から引取るものとする。

イ 本売扱契約における売扱物の計量は、引取場所にあり、かつ横浜市が所有する計量法の規定に基づく特定計量器(クレーンスケール。次頁の写真のとおり)により行うものとする。

買受人は買受人車両に特定計量器を装着し、残灰袋を持ち上げ、1袋ごとに残灰袋の重量を計量するものとする。

なお、買受人車両への特定計量器の装着及び残灰袋の搬出作業は買受人が行うものとする。

また、買受人車両での売払物引取時に、残灰袋がコンテナから抜き取りにくい場合が想定されるため、買受人は、角材、吊りロープ(スリングベルト)等、コンテナから残灰袋を抜き取るのに必要となる資機材を搬出時に持参するものとする。

ウ 残灰袋の計量数値については、売払物引渡時に買受人が用意(買受人で予め必要事項を記載しておくこと)した「(様式4)売払物計量伝票」に、横浜市職員が計量数値を記載し、横浜市職員、買受人双方で様式に記載した数値と特定計量器の表示数値とが一致していることを確認するものとする。

また、横浜市職員、買受人双方とも様式に押印または直筆によるサインを行うものとする。

エ 計量時、残灰袋の重さは1枚あたり2kgとし、売払物の数量から差し引くものとする。

オ 数量は特定計量器に表示されたkg単位とし、特定計量器に表示されない端数は含めないものとする。

カ 「(様式4)売払物計量伝票」は横浜市職員が直ちに複写し、「(様式4)売払物計量伝票」の原本は横浜市が保管し、「(様式4)売払物計量伝票」の写しを買受人に渡すものとする。

キ 買受人は全ての売払物を買受人車両に積み込んだ後、特定計量器を買受人車両から取り外し、横浜市の指定する場所に返却するものとする。

ク 横浜市の特定計量器の故障等のため、引渡場所で設置している特定計量器による計量ができなくなった場合には、買受人は横浜市が指定する別の施設で計量を行わなければならない。

ケ 横浜市が買受人に対し売払物の引取りを指示した場合には、買受人は横浜市からの指示に従い、速やかに売払物の引取りを行わなければならない。

コ 本売払契約の売払物の積載量を明確にするため、買受人は、本売払契約の売払物とそれ以外の資源物等を混載してはならない。



サ 買受人は、引取りにあたっては最も安全かつ効率的な経路を選択するとともに、自動車事故の防止を図るため、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)等関係法令を遵守しなければならない。また、買受人は、買受人車両やコンテナ等から油含水が流出しないよう十分留意しなければならない。

シ 売扱物の引取りに要する運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。

ス 買受人は、引渡場所及びそれに付随する横浜市の機材、備品類、計量器等を使用する際、買受人は善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

## (2) 引取日時

引取日時は横浜市と買受人とが調整の上、横浜市が決定するものとする。

買受人は、引取日時について横浜市の指示に従い、円滑な引き取りを行わなければならない。また、買受人は横浜市が指定した日時以外に売扱物の引取作業を行ってはならない。

## (3) 所有权の移転

売扱物の所有権は、横浜市及び買受人が本売扱契約の約款及び仕様書で定める一連の手続きを完了した後、売扱物が北部斎場の敷地外へ移動した時点で、横浜市から買受人に移転するものとする。

## (4) 車両及び人員

買受人は引取・運搬業務の実施にあたり、必要となる買受人車両及び人員は買受人自ら調達しなければならない。

なお、買受人車両は整備良好かつ有効な車検証等を有するものでなければならず、買受人は、残灰袋内に土石やスラグ等の異物の混入のおそれがある買受人車両で引取・運搬等をしてはならない。

本業務のうち資格を有する作業は、必ず当該資格の有資格者が行わなければならず、作業従事者名及び保有資格等について「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載した上で本売扱契約締結後14日以内に提出しなければならない。

また、本売扱契約業務を指揮監督する責任者を1名定め、「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載した上で、本売扱契約締結後14日以内に提出しなければならない。

## (5) 注意事項

買受人は、売扱物の引取・運搬の実施にあたり、引取場所及び付近の環境衛生に十分配慮するとともに、斎場という性格を十分に理解し、来場者等に対しての言動には十分注意し、節度ある態度、服装で業務を履行しなければならない。

また、残骨灰は信仰の対象物として市民感情に触れることも十分考慮した上で、丁重かつ迅速に引取・運搬を行わなければならない。

## (6) 引取・運搬経路

買受人は、斎場敷地内へ進入するときは斎場に事前に連絡を取り、その許可を得るとともに、場内では最徐行し、斎場利用者(遺族等)がいる場合には、その妨げにならないよう注意しなければならない。また、買受人は、売払物の引取・運搬の実施にあたり、売払物が飛散・流出若しくは地下に浸透し、または悪臭が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

## (7) 積載重量等

買受人は、売払物の引取・運搬の実施にあたり、車両積載重量等を順守するとともに、買受人の運搬車両等に積載可能重量を超えて積荷等を載せてはならない。

仮に、本売払契約に係る買受人の運搬車両等が積載可能重量を超えて運搬等をした場合、その責は買受人によるものとする。

## (8) 周辺環境等への配慮

買受人は、斎場敷地内等においては、アイドリングストップを心がけるとともに、斎場敷地内外を問わず、汚物、汚水、車両の油含水等が下水道や道路上等に流出しないように必要な対策を講じなければならない。

また、騒音・振動等により、斎場及び運搬経路周辺の住環境等に支障をきたすことがないように十分注意しなければならない。

## (9) 冬期対策

買受人は、降雪時や凍結時等には滑り止め装置(スノータイヤやスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等)を装着し、交通事故や交通渋滞発生の防止等に努めなければならない。

## (10) 電力並びに用水の使用について

本売払契約業務において、買受人が斎場敷地内で本売払契約のみに直接使用する電力並びに用水については横浜市より無償で支給するものとする。

ただし、使用場所、使用方法、時間等について買受人は事前に横浜市と協議し、その了承を得なければならない。

## (11) 斎場内における指示

買受人は、斎場内においては、横浜市が定める規定や横浜市職員及び横浜市が斎場運営等に係る業務委託を行った委託先従業員の指示等に従うとともに、火気及び電気機器の使用については十分注意し、喫煙は指定の場所で行わなければならぬ。

## (12) 清掃作業

買受人は、売払物の引取りにあたり、斎場内の作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに売払物の引取りに使用した機材等を片付け、買受人の責において斎場内の作業場所を清掃しなければならない。

### (13) 残灰袋の設置及び処分

買受人は、売払物をコンテナから引取後、コンテナがすぐに使用できるよう、コンテナに残灰袋を設置しなければならない。

なお、残灰袋は原則として横浜市が用意するが、再利用が出来るものについては、可能な範囲内で次回引取時に(最終引取日の時は別途郵送等により)横浜市に返却するものとし、再利用が出来ないものについては買受人の責において適切に処分しなければならない。

### (14) 責任の所在

買受人は、法令によって起因するすべての責任を買受人が負うものとする。また、横浜市の明確な責によらない作業中の事故(人身事故を含む)については、一切買受人の責任において処理するものとする。

## 9 売払物の処理等

### (1) 残骨灰の処理

買受人は残骨灰について、厚生労働省通達(衛企第17号(「火葬場から搬出されるダイオキシン類削減対策指針」)：平成12年3月31日付)における「残骨灰は、従前通り墓埋法の趣旨に鑑み、残骨灰を適正に取り扱うこと」や墓埋法第1条の「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」等の記載に基づき処理しなければならない。

### (2) 売払物の分別

買受人は売払物について、「残骨」、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うとともに、買受人はその費用を負担しなければならない。

### (3) 残骨の埋葬

買受人は、分別した「残骨」は全て、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう、墓埋法第1条「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関係法令を遵守した上で、必ず「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」に適切に埋葬及び供養しなければならず、買受人が「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」以外の場所・施設等に分別した残骨を搬入・埋葬・処理等をしてはならない。

### (4) 資源物(有価金属等)の処理

買受人は、引き取った売払物のうち、「資源物(有価金属等)」については適正にリユースまたはリサイクルしなければならない。

### (5) 「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」の処理

買受人は、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)等の関係法令を遵守した上で環境保全対策上、適正処理が可能な方式により処理するものとし、買受人は売扱物に含まれている一切のものを不法に投棄等をしてはならない。

## 10 履行確認等

本仕様書の記載事項について適正に行われていることを確認するために、横浜市は必要な時にいつでも買受人施設内、「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」、最終処分先等への履行確認、立入調査及びその他事情聴取、書類審査ができるものとする。

買受人は、横浜市が履行確認等を行う場合には、それに協力するとともに、「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」、最終処分先の調整や立会等も含め、買受人の責において誠実に対応しなければならない。

## 11 契約締結後14日以内に提出する書類

買受人は本契約締結後 14 日以内に以下の書類を横浜市に提出しなければならない。

### (1) 「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」

買受人は、本売扱契約を指揮監督する責任者を1名定めるとともに、本売扱契約に係る「責任者(本売扱契約を指揮監督する者)」、「作業従事者(本売扱契約に係る売扱物の引取・運搬に従事する者)」、「使用車両(本売扱契約に係る売扱物の引取・運搬に使用する車両)の型、ナンバー、積載重量等」について「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載し、宛名を「横浜市契約事務受任者」とし、横浜市に対し、本契約締結後14日以内に提出しなければならない。

### (2) 買受人処理施設の概要

買受人は、本売扱契約における売扱物の分別等を行う買受人処理施設の概要が分かる書類(様式任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、本契約締結後 14 日以内に横浜市に提出しなければならない。

### (3) 埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要

買受人は、本売扱契約における売扱物の埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要が分かる書類(様式等任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、横浜市に対し、本契約締結後 14 日以内に提出しなければならない。

#### (4) 「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」の概要

買受人は、本売払契約に係る「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」の概要が分かる書類(様式等任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、本契約締結後14日以内に横浜市に提出しなければならない。

なお、「買受人が所有する墓地等」については、当該墓地等に係る都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長。)の許可に関する書類を、一方「買受人が提携する墓地等」については、買受人が引取りをした売払物を分別した「残骨」を「買受人が提携する墓地等」に埋葬することが出来ることを示す書面(契約書、協定書、永代供養の証等、様式は任意。)を本契約締結後14日以内に横浜市に提出しなければならない。

### 12 処理及び契約期間完了後の提出書類

#### (1) 「(様式2)売払物引取報告書」

買受人は、履行した月の「(様式2)売払物引取報告書」に必要事項を記載し、履行月終了後7日以内に横浜市に提出しなければならない。

#### (2) 「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」

買受人は分別した売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等の処理状況が分かるよう、「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」に必要事項を記載し、契約期間完了後速やかに横浜市に提出しなければならない。

また、「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」には、売払物の処理工程・状況や埋葬先、最終処理状況等の分かる写真と、適正な最終処分先であることの分かる書類(マニフェストの写し等)を添付しなければならない。

#### (3) 報告要請への対応

横浜市は本売払契約に関して、必要に応じ、買受人に対し売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等に関する(1)及び(2)以外の関係書類の提出を求めることができる。この場合、買受人は横浜市の指示に従い、直ちに対応しなければならない。

## 13 保存義務

### (1) 各種報告書等

買受人は、本売払契約に係る各種報告書や伝票を本売払契約の契約期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

### (2) 処理等に係る業務記録

買受人は、本売払契約に係る埋葬・処理等に係る業務の実施に関し、帳簿を備え、月次にまとめて本売払契約の契約期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

### (3) 開示義務

買受人は、横浜市から(1)及び(2)に係る情報の開示を求められたときは、本売払契約期間終了後でも遅滞なくその要請に応じなければならない。

## 14 売払金額の納入及び精算等について

### (1) 売払金額の納入

買受人は売払金額について、令和7年4月及び10月の残骨灰引取開始前までに、各々その2分の1の額を横浜市の定める納入通知書により納入しなければならない。

### (2) 売払金額の納入通知書の写しの送付

買受人は、売払金額を納入した際には速やかに納入通知書の写しを横浜市にFAX等で提出しなければならない。

### (3) 納入されなかった場合の措置

買受人が令和7年4月及び10月の残骨灰引取開始日までに売払金額を納入しなかった場合、または横浜市が買受人が売払金額を納入したことが確認出来なかつた場合には、横浜市は買受人に対し売払物の引渡しを拒否することが出来るものとする。

### (4) 精算

横浜市が契約期間内に買受人に対し引渡した売払物の引渡実績数量(以下、「確定数量」という。)と、本売払契約の売払物の概算契約数量(以下、「概算契約数量」という。)の間に差を生じた場合には、契約単価に「確定数量」を乗じて定めた金額に基づき、本売払契約に係る精算を横浜市が行うものとする。

「確定数量」が「概算契約数量」を上回る場合には、買受人は、横浜市の定める納入通知書により横浜市の指定した日までに差額を納付しなければならない。

一方、「確定数量」が「概算契約数量」を下回る場合には、横浜市が買受人に対して差額を還付するものとし、買受人は、横浜市が別に指定する方法により、還付手続きを行わなければならない。

なお、精算は契約期間終了後に一括して行うものとする。

### (5) 単価の変更

本売払契約の契約単価の変更は、原則として行わないものとする。ただし、特別な要因により引渡期間内に売払対象資源物の日本国内におけるに著しい変動が生じ、契約代金額が不適当となったと認められるとき、または予期することのできない特別の事情により、引渡期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったとき等、売払物契約約款の規定による場合には、横浜市又は買受人は、契約代金額の変更を請求することができるものとする。

### (6) その他の支払条件等

その他の支払条件等については、売払契約約款、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)及び関連法令に基づくものとする。

## 15 守秘義務

買受人は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

また、買受人が業務上知り得た情報等について、買受人は漏えいや盜難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じなければならない

## 16 労務安全管理

### (1) 雇用関係

買受人は、本売払契約に係る従業員等の雇用にあたっては、労働基準法(昭和22年7月法律第49号)その他の労働関係法規を遵守しなければならない。

### (2) 労務環境

買受人は、労働基準法、労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)その他関連法令の定めるところにより、本売払契約の従業員等に対する労務環境の安全維持向上や衛生保持についての対策や過労対策、事故防止、夏季熱中症対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。

### (3) 安全衛生管理責任

買受人(買受人の再委託先も含む)は、本売払契約において、関係法令を遵守して万全の安全衛生対策及び生活環境保全措置を講じ、健康障害、安全衛生上または生活環境保全上の事故及び支障の発生を未然に防止しなければならない。

### (4) 買受人の責務

本業務の実施に当たり、買受人は作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法及びその他関連法規に関する一切の責を負うものとする。

## 17 事故等への対応

### (1) 事故予防

買受人は、交通事故や労働災害、健康障害、安全衛生上、生活環境保全上等の事故、防災等の予防、災害、事件、事故等の緊急事態に備えるため、横浜市と協力して事故等の対応体制を整えるよう努めなければならない。

### (2) 報告義務

買受人は、本売払契約に係る全ての業務の履行中等において、その一切の責任を負うとともに、交通事故や労働災害、健康障害、安全衛生上、生活環境保全上等の事故が発生した場合等は、即刻作業等を停止して適切な処置等をとるとともに、事故後直ちに事故の第一報を横浜市、所轄の官公署や関係者等に報告するとともに、事故後7日以内に詳細な報告書(様式は任意とする。)を横浜市に提出しなければならない。

### (3) 事故後の措置等

(2)の場合において、買受人は横浜市と協議の上、事故等の原因を調査し適切な措置及び改善策等を講じなければならない。

## 18 施設等の損害復旧

### (1) 損害への対応等

買受人が本売払契約の履行中において、買受人の責めに帰すべき事由により第三者、斎場、周辺の建物及びその他の設備、車両等に損害を与えた場合、買受人は、横浜市の指示に基づき、修繕や損害賠償等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。

### (2) リスク負担等

買受人の責めに帰すべき事由によらない損害または買受人の責めに帰すべき事由に加え、他の責めに帰すべき事由により生じた損害等に係るリスク負担については、その損害の発生事由や損害状況等に応じ、横浜市と買受人が協議のうえ、対応するものとする。

## 19 横浜市との協力関係

### (1) 横浜市への協力

買受人は、本売払契約に関連する横浜市の施策等に、積極的に協力するよう努めるものとする。

## (2) 緊急事態等の発生時

地震や暴風、豪雨、豪雪等の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項で定められている「災害」や、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」、テロ、感染症、環境汚染等の「事件等の緊急事態」等、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態等が発生した場合、買受人は、本売払契約の内容に付随する範囲かつ可能な範囲内において、率先して横浜市及び関連機関等に協力するよう努めなければならない。

また、緊急事態等が発生した場合には、買受人は横浜市を含む関係者に対してその旨を通報しなければならない。

## (3) 初期対応等

前項に規定する緊急事態が発生した場合において、本売払契約に関連する初期対応その他必要な対応等を買受人が行う場合は、その費用負担やリスク分担等も含め、買受人は横浜市と誠実に協議するよう努めるものとする。

# 20 反社会的勢力等の排除

## (1) 法令順守

買受人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)や横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)等関連法令の趣旨を理解した上で、同条例第2条第2号に定める暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当してはならず、また、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第3条第1項又は第2項に違反してはならない。

## (2) 反社会的勢力等との取引の制限

買受人は、本売払契約にあたり、その関係者等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定めるものや横浜市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等)の反社会的勢力等に該当することを知りながら、当該者と契約締結や引渡し等を行ってはならない。

## (3) 反社会的勢力等への対応

買受人が、本売払契約に関して、反社会的勢力等を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((2)に該当する場合を除く。)において、横浜市が買受人に対して当該契約の解除を指示した場合には、買受人は横浜市の指示に従わなければならない。

## **21 名板貸の禁止**

買受人は、商法(明治32年3月9日法律第48号)第14条に規定する名板貸をしてはならない。

## **22 権利等の譲渡制限**

買受人は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売扱人の承諾を得た場合はこの限りではない。

## **23 契約の解除**

横浜市は、横浜市契約規則及び売扱契約約款、本仕様書、その他関連法令等に違反した場合は、契約を解除することができる。

## **24 その他**

買受人は、本売扱契約に関する仕様書及び関係書類、関連法令等を熟覧のうえ、本売扱契約を締結しなければならない。

本売扱契約の契約締結後に、本仕様の記載事項及び関係書類、関連法令等に対する買受人からの異議は一切認めないものとする。

## **25 疑義**

本売扱契約に関して、疑義が生じた場合には、横浜市と買受人が協議のうえ解決するものとする。

戸塚斎場 残骨灰 10,000kg(概算)の売扱  
仕様書

令和7年度  
横浜市健康福祉局

## 1 総則

### (1) 本仕様の適用

本仕様書は、横浜市と買受人とが締結する「令和7年度 戸塚斎場 残骨灰 10,000kg(概算)の売扱」契約について適用するものとする。

### (2) 契約の種別

本売扱契約は、概算数量契約とする。

### (3) 適用約款

本契約は売扱契約約款を適用し、仕様については、売扱契約約款に定めるものの他は、この仕様書によるものとする。

## 2 件名

令和7年度 戸塚斎場 残骨灰 10,000kg(概算)の売扱

## 3 契約期間

契約決定した日から令和8年3月31日まで

ただし、引渡開始日は令和7年4月1日以降の横浜市が指定する日とする。

## 4 売扱物

戸塚斎場から発生する残骨灰のうち、横浜市が指定する日から令和8年3月31日までの間に、横浜市が買受人に対し引取りを求める残骨灰 10,000kg(概算)とする。

また、買受人は契約期間内に横浜市が買受人に対し引取りを求める売扱物について、買受人はすべて引き取らなければならない。

買受人が引き取った売扱物は、「残骨」、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」に分別を行った上で、「残骨」を埋葬し、「資源物(有価金属等)」をリユース・リサイクルし、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」を処理するとともに、買受人はその費用を負担しなければならない。

なお、売扱物の品質等について買受人、その関係者、第三者等が横浜市に対して異議を行うことは一切認めないものとする。

売扱物の所有権は、横浜市及び買受人が本売扱契約の約款及び仕様書で定める一連の手続きを完了した後、売扱物が戸塚斎場の敷地外へ移動した時点で、横浜市から買受人に移転するものとし、戸塚斎場で契約期間内に発生した残骨灰であっても、戸塚斎場の敷地外に移動されていない残骨灰の所有権は、なお横浜市に属するものとする。

## 5 引取場所及びその設備仕様等

### (1) 所在地

横浜市戸塚区鳥が丘 10 番地の 5 横浜市戸塚斎場

### (2) 残骨灰の構成

残骨、焼却灰、集じん灰、義骨等金物等

### (3) 火葬炉の形式

寝棺型ロストル式 6 基(火葬炉メーカー：富士建設工業株)

### (4) 除じん設備

バグフィルター 3 基

### (5) 保管場所

別添斎場配置・平面図参照

## 6 用語の定義

### (1) 残骨灰

火葬・収骨後に残った、「骨、焼却灰・集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物等」を含むものをいう。

### (2) 残灰袋

残骨灰を保管するための袋（いわゆる「フレコンバック」）であり、横浜市が所有する下記仕様のコンテナの中にあるので、買受人は、残灰袋ごと残骨灰を引取るものとする。

コンテナ

サイズ：650mm×900mm×高さ 720mm(内寸)

仕 様：台車積載型底板開放式、吊り金具付き



残灰袋が入っているコンテナの形状

なお、残灰袋は原則として横浜市が用意するが、再利用が出来るものについては次回引取時に(最終引取日の時は別途郵送等により)横浜市に返却するものとし、再利用が出来ないものについては買受人の責において適切に処分しなければならない。

### (3) 埋葬

残骨灰に含まれる、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」を除いた「残骨」について、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号) (以下「墓埋法」という。) 第 1 条「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関連法令を遵守した上で、全量、買受人が所有または提携する墓地等に適切に葬ることをいう。

### (4) 「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」

「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」とは、買受人または買受人提携先が、墓埋法第 2 条第 5 項に規定する「墓地」、同 2 条第 6 項に規定する「納骨堂」のうち、都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長。)から許可を得て現に得ている墓地等をいう。

## 7 売扱数量(概算)

残骨灰 10,000kg(概算)

参考：令和 5 年度搬出実績 10,033kg (火葬 5,584 件)

売扱数量は、引取り場所に設置してある計量法の規定に基づく特定計量器によって、横浜市及び買受人双方で数量を確認しながら計量した数量とする。

また、残灰袋の重さは 1 枚あたり 2kg とし、売扱数量には含まないものとする。

なお、売扱数量は概算であり、契約締結後、買受人は横浜市の指示に基づき、残骨灰の引取りを行わなければならない。

## 8 引渡方法

### (1) 引渡場所からの引渡し

ア 買受人は、売扱物をアームロール車かトラッククレーン装着車(通称：ユニット車)、クレーン付箱車等、特定計量器(クレーンスケール)による計量が可能な車両(以下「買受人車両」という。)で引き取るものとし、横浜市からの指示に基づき、売扱物の入った残灰袋を引取場所から引取るものとする。

イ 本売扱契約における売扱物の計量は、引取場所にあり、かつ横浜市が所有する計量法の規定に基づく特定計量器(クレーンスケール。次頁の写真のとおり)により行うものとする。

買受人は買受人車両に特定計量器を装着し、残灰袋を持ち上げ、1袋ごとに残灰袋の重量を計量するものとする。

なお、買受人車両への特定計量器の装着及び残灰袋の搬出作業は買受人が行うものとする。

また、買受人車両での売払物引取時に、残灰袋がコンテナから抜き取りにくい場合が想定されるため、買受人は、角材、吊りロープ(スリングベルト)等、コンテナから残灰袋を抜き取るのに必要となる資機材を搬出時に持参するものとする。

ウ 残灰袋の計量数値については、売払物引渡時に買受人が用意(買受人で予め必要事項を記載しておくこと)した「(様式4)売払物計量伝票」に、横浜市職員が計量数値を記載し、横浜市職員、買受人双方で様式に記載した数値と特定計量器の表示数値とが一致していることを確認するものとする。

また、横浜市職員、買受人双方とも様式に押印または直筆によるサインを行うものとする。

エ 計量時、残灰袋の重さは1枚あたり2kgとし、売払物の数量から差し引くものとする。

オ 数量は特定計量器に表示されたkg単位とし、特定計量器に表示されない端数は含めないものとする。

カ 「(様式4)売払物計量伝票」は横浜市職員が直ちに複写し、「(様式4)売払物計量伝票」の原本は横浜市が保管し、「(様式4)売払物計量伝票」の写しを買受人に渡すものとする。

キ 買受人は全ての売払物を買受人車両に積み込んだ後、特定計量器を買受人車両から取り外し、横浜市の指定する場所に返却するものとする。

ク 横浜市の特定計量器の故障等のため、引渡場所で設置している特定計量器による計量ができなくなった場合には、買受人は横浜市が指定する別の施設で計量を行わなければならない。

ケ 横浜市が買受人に対し売払物の引取りを指示した場合には、買受人は横浜市からの指示に従い、速やかに売払物の引取りを行わなければならない。

コ 本売払契約の売払物の積載量を明確にするため、買受人は、本売払契約の売払物とそれ以外の資源物等を混載してはならない。



- サ 買受人は、引取りにあたっては最も安全かつ効率的な経路を選択するとともに、自動車事故の防止を図るため、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)等関係法令を遵守しなければならない。また、買受人は、買受人車両やコンテナ等から油含水が流出しないよう十分留意しなければならない。
- シ 売扱物の引取りに要する運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。
- ス 買受人は、引渡場所及びそれに付随する横浜市の機材、備品類、計量器等を使用する際、買受人は善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

## (2) 引取日時

引取日時は横浜市と買受人とが調整の上、横浜市が決定するものとする。  
買受人は、引取日時について横浜市の指示に従い、円滑な引き取りを行わなければならない。また、買受人は横浜市が指定した日時以外に売扱物の引取作業を行ってはならない。

## (3) 所有权の移転

売扱物の所有権は、横浜市及び買受人が本売扱契約の約款及び仕様書で定める一連の手続きを完了した後、売扱物が戸塚斎場の敷地外へ移動した時点で、横浜市から買受人に移転するものとする。

## (4) 車両及び人員

買受人は引取・運搬業務の実施にあたり、必要となる買受人車両及び人員は買受人自ら調達しなければならない。

なお、買受人車両は整備良好かつ有効な車検証等を有するものでなければならず、買受人は、残灰袋内に土石やスラグ等の異物の混入のおそれがある買受人車両で引取・運搬等をしてはならない。

本業務のうち資格を有する作業は、必ず当該資格の有資格者が行わなければならず、作業従事者名及び保有資格等について「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載した上で本売扱契約締結後14日以内に提出しなければならない。

また、本売扱契約業務を指揮監督する責任者を1名定め、「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載した上で、本売扱契約締結後14日以内に提出しなければならない。

## (5) 注意事項

買受人は、売扱物の引取・運搬の実施にあたり、引取場所及び付近の環境衛生に十分配慮するとともに、斎場という性格を十分に理解し、来場者等に対しての言動には十分注意し、節度ある態度、服装で業務を履行しなければならない。

また、残骨灰は信仰の対象物として市民感情に触れることも十分考慮されるので、丁重かつ迅速に引取・運搬を行わなければならない。

## (6) 引取・運搬経路

買受人は、斎場敷地内へ進入するときは斎場に事前に連絡を取り、その許可を得るとともに、場内では最徐行し、斎場利用者(遺族等)がいる場合には、その妨げにならないよう注意しなければならない。また、買受人は、売払物の引取・運搬の実施にあたり、売払物が飛散・流出若しくは地下に浸透し、または悪臭が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

## (7) 積載重量等

買受人は、売払物の引取・運搬の実施にあたり、車両積載重量等を順守するとともに、買受人の運搬車両等に積載可能重量を超えて積荷等を載せてはならない。

仮に、本売払契約に係る買受人の運搬車両等が積載可能重量を超えて運搬等をした場合、その責は買受人によるものとする。

## (8) 周辺環境等への配慮

買受人は、斎場敷地内等においては、アイドリングストップを心がけるとともに、斎場敷地内外を問わず、汚物、汚水、車両の油含水等が下水道や道路上等に流出しないように必要な対策を講じなければならない。

また、騒音・振動等により、斎場及び運搬経路周辺の住環境等に支障をきたすことがないように十分注意しなければならない。

## (9) 冬期対策

買受人は、降雪時や凍結時等には滑り止め装置(スノータイヤやスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等)を装着し、交通事故や交通渋滞発生の防止等に努めなければならない。

## (10) 電力並びに用水の使用について

本売払契約業務において、買受人が斎場敷地内で本売払契約のみに直接使用する電力並びに用水については横浜市より無償で支給するものとする。

ただし、使用場所、使用方法、時間等について買受人は事前に横浜市と協議し、その了承を得なければならない。

## (11) 斎場内における指示

買受人は、斎場内においては、横浜市が定める規定や横浜市職員及び横浜市が斎場運営等に係る業務委託を行った委託先従業員の指示等に従うとともに、火気及び電気機器の使用については十分注意し、喫煙は指定の場所で行わなければならぬ。

## (12) 清掃作業

買受人は、売払物の引取りにあたり、斎場内の作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに売払物の引取りに使用した機材等を片付け、買受人の責において斎場内の作業場所を清掃しなければならない。

### (13) 残灰袋の設置及び処分

買受人は、売払物をコンテナから引取後、コンテナがすぐに使用できるよう、コンテナに残灰袋を設置しなければならない。

なお、残灰袋は原則として横浜市が用意するが、再利用が出来るものについては、可能な範囲内で次回引取時に(最終引取日の時は別途郵送等により)横浜市に返却するものとし、再利用が出来ないものについては買受人の責において適切に処分しなければならない。

### (14) 責任の所在

買受人は、法令によって起因するすべての責任を買受人が負うものとする。また、横浜市の明確な責によらない作業中の事故(人身事故を含む)については、一切買受人の責任において処理するものとする。

## 9 売払物の処理等

### (1) 残骨灰の処理

買受人は残骨灰について、厚生労働省通達(衛企第17号(「火葬場から搬出されるダイオキシン類削減対策指針」)：平成12年3月31日付)における「残骨灰は、従前通り墓埋法の趣旨に鑑み、残骨灰を適正に取り扱うこと」や墓埋法第1条の「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」等の記載に基づき処理しなければならない。

### (2) 売払物の分別

買受人は売払物について、「残骨」、「資源物(有価金属等)」、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うとともに、買受人はその費用を負担しなければならない。

### (3) 残骨の埋葬

買受人は、分別した「残骨」は全て、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう、墓埋法第1条「火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」の記載に基づくとともに、関係法令を遵守した上で、必ず「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」に適切に埋葬及び供養しなければならず、買受人が「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」以外の場所・施設等に分別した残骨を搬入・埋葬・処理等をしてはならない。

### (4) 資源物(有価金属等)の処理

買受人は、引き取った売払物のうち、「資源物(有価金属等)」については適正にリユースまたはリサイクルしなければならない。

### (5) 「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」の処理

買受人は、「残骨、資源物以外のもの(焼却灰、集じん灰等)」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）等の関係法令を遵守した上で環境保全対策上、適正処理が可能な方式により処理するものとし、買受人は売扱物に含まれている一切のものを不法に投棄等をしてはならない。

## 10 履行確認等

本仕様書の記載事項について適正に行われていることを確認するために、横浜市は必要な時にいつでも買受人施設内、「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」、最終処分先等への履行確認、立入調査及びその他事情聴取、書類審査ができるものとする。

買受人は、横浜市が履行確認等を行う場合には、それに協力するとともに、「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」、最終処分先の調整や立会等も含め、買受人の責において誠実に対応しなければならない。

## 11 契約締結後14日以内に提出する書類

買受人は本契約締結後 14 日以内に以下の書類を横浜市に提出しなければならない。

### (1) 「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」

買受人は、本売扱契約を指揮監督する責任者を1名定めるとともに、本売扱契約に係る「責任者(本売扱契約を指揮監督する者)」、「作業従事者(本売扱契約に係る売扱物の引取・運搬に従事する者)」、「使用車両(本売扱契約に係る売扱物の引取・運搬に使用する車両)の型、ナンバー、積載重量等」について「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に必要事項を記載し、宛名を「横浜市契約事務受任者」とし、横浜市に対し、本契約締結後14日以内に提出しなければならない。

### (2) 買受人処理施設の概要

買受人は、本売扱契約における売扱物の分別等を行う買受人処理施設の概要が分かる書類(様式任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、本契約締結後 14 日以内に横浜市に提出しなければならない。

### (3) 埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要

買受人は、本売扱契約における売扱物の埋葬・処理・リユース・リサイクル工程の概要が分かる書類(様式等任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、横浜市に対し、本契約締結後 14 日以内に提出しなければならない。

#### (4) 「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」の概要

買受人は、本売払契約に係る「買受人が所有する墓地等」または「買受人が提携する墓地等」の概要が分かる書類(様式等任意)を「(様式1)責任者・作業従事者名・使用車両等届出書」に添付し、本契約締結後14日以内に横浜市に提出しなければならない。

なお、「買受人が所有する墓地等」については、当該墓地等に係る都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長。)の許可に関する書類を、一方「買受人が提携する墓地等」については、買受人が引取りをした売払物を分別した「残骨」を「買受人が提携する墓地等」に埋葬することが出来ることを示す書面(契約書、協定書、永代供養の証等、様式は任意。)を本契約締結後14日以内に横浜市に提出しなければならない。

### 12 処理及び契約期間完了後の提出書類

#### (1) 「(様式2)売払物引取報告書」

買受人は、履行した月の「(様式2)売払物引取報告書」に必要事項を記載し、履行月終了後7日以内に横浜市に提出しなければならない。

#### (2) 「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」

買受人は分別した売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等の処理状況が分かるよう、「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」に必要事項を記載し、契約期間完了後速やかに横浜市に提出しなければならない。

また、「(様式3)売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等報告書」には、売払物の処理工程・状況や埋葬先、最終処理状況等の分かる写真と、適正な最終処分先であることの分かる書類(マニフェストの写し等)を添付しなければならない。

#### (3) 報告要請への対応

横浜市は本売払契約に関して、必要に応じ、買受人に対し売払物の埋葬・処理・リユース・リサイクル等に関する(1)及び(2)以外の関係書類の提出を求めることができる。この場合、買受人は横浜市の指示に従い、直ちに対応しなければならない。

## 13 保存義務

### (1) 各種報告書等

買受人は、本売払契約に係る各種報告書や伝票を本売払契約の契約期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

### (2) 処理等に係る業務記録

買受人は、本売払契約に係る埋葬・処理等に係る業務の実施に関し、帳簿を備え、月次にまとめて本売払契約の契約期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

### (3) 開示義務

買受人は、横浜市から(1)及び(2)に係る情報の開示を求められたときは、本売払契約期間終了後でも遅滞なくその要請に応じなければならない。

## 14 売払金額の納入及び精算等について

### (1) 売払金額の納入

買受人は売払金額について、令和7年4月及び10月の残骨灰引取開始前までに、各々その2分の1の額を横浜市の定める納入通知書により納入しなければならない。

### (2) 売払金額の納入通知書の写しの送付

買受人は、売払金額を納入した際には速やかに納入通知書の写しを横浜市にFAX等で提出しなければならない。

### (3) 納入されなかった場合の措置

買受人が令和7年4月及び10月の残骨灰引取開始日までに売払金額を納入しなかった場合、または横浜市が買受人が売払金額を納入したことが確認出来なかつた場合には、横浜市は買受人に対し売払物の引渡しを拒否することが出来るものとする。

### (4) 精算

横浜市が契約期間内に買受人に対し引渡した売払物の引渡実績数量(以下、「確定数量」という。)と、本売払契約の売払物の概算契約数量(以下、「概算契約数量」という。)の間に差を生じた場合には、契約単価に「確定数量」を乗じて定めた金額に基づき、本売払契約に係る精算を横浜市が行うものとする。

「確定数量」が「概算契約数量」を上回る場合には、買受人は、横浜市の定める納入通知書により横浜市の指定した日までに差額を納付しなければならない。

一方、「確定数量」が「概算契約数量」を下回る場合には、横浜市が買受人に対して差額を還付するものとし、買受人は、横浜市が別に指定する方法により、還付手続きを行わなければならない。

なお、精算は契約期間終了後に一括して行うものとする。

### (5) 単価の変更

本売払契約の契約単価の変更は、原則として行わないものとする。ただし、特別な要因により引渡期間内に売払対象資源物の日本国内におけるに著しい変動が生じ、契約代金額が不適当となったと認められるとき、または予期することのできない特別の事情により、引渡期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったとき等、売払物契約約款の規定による場合には、横浜市又は買受人は、契約代金額の変更を請求することができるものとする。

### (6) その他の支払条件等

その他の支払条件等については、売払契約約款、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)及び関連法令に基づくものとする。

## 15 守秘義務

買受人は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

また、買受人が業務上知り得た情報等について、買受人は漏えいや盜難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じなければならない

## 16 労務安全管理

### (1) 雇用関係

買受人は、本売払契約に係る従業員等の雇用にあたっては、労働基準法(昭和22年7月法律第49号)その他の労働関係法規を遵守しなければならない。

### (2) 労務環境

買受人は、労働基準法、労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)その他関連法令の定めるところにより、本売払契約の従業員等に対する労務環境の安全維持向上や衛生保持についての対策や過労対策、事故防止、夏季熱中症対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。

### (3) 安全衛生管理責任

買受人(買受人の再委託先も含む)は、本売払契約において、関係法令を遵守して万全の安全衛生対策及び生活環境保全措置を講じ、健康障害、安全衛生上または生活環境保全上の事故及び支障の発生を未然に防止しなければならない。

### (4) 買受人の責務

本業務の実施に当たり、買受人は作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法及びその他関連法規に関する一切の責を負うものとする。

## 17 事故等への対応

### (1) 事故予防

買受人は、交通事故や労働災害、健康障害、安全衛生上、生活環境保全上等の事故、防災等の予防、災害、事件、事故等の緊急事態に備えるため、横浜市と協力して事故等の対応体制を整えるよう努めなければならない。

### (2) 報告義務

買受人は、本売払契約に係る全ての業務の履行中等において、その一切の責任を負うとともに、交通事故や労働災害、健康障害、安全衛生上、生活環境保全上等の事故が発生した場合等は、即刻作業等を停止して適切な処置等をとるとともに、事故後直ちに事故の第一報を横浜市、所轄の官公署や関係者等に報告するとともに、事故後7日以内に詳細な報告書(様式は任意とする。)を横浜市に提出しなければならない。

### (3) 事故後の措置等

(2)の場合において、買受人は横浜市と協議の上、事故等の原因を調査し適切な措置及び改善策等を講じなければならない。

## 18 施設等の損害復旧

### (1) 損害への対応等

買受人が本売払契約の履行中において、買受人の責めに帰すべき事由により第三者、斎場、周辺の建物及びその他の設備、車両等に損害を与えた場合、買受人は、横浜市の指示に基づき、修繕や損害賠償等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。

### (2) リスク負担等

買受人の責めに帰すべき事由によらない損害または買受人の責めに帰すべき事由に加え、他の責めに帰すべき事由により生じた損害等に係るリスク負担については、その損害の発生事由や損害状況等に応じ、横浜市と買受人が協議のうえ、対応するものとする。

## 19 横浜市との協力関係

### (1) 横浜市への協力

買受人は、本売払契約に関連する横浜市の施策等に、積極的に協力するよう努めるものとする。

## (2) 緊急事態等の発生時

地震や暴風、豪雨、豪雪等の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項で定められている「災害」や、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」、テロ、感染症、環境汚染等の「事件等の緊急事態」等、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態等が発生した場合、買受人は、本売払契約の内容に付随する範囲かつ可能な範囲内において、率先して横浜市及び関連機関等に協力するよう努めなければならない。

また、緊急事態等が発生した場合には、買受人は横浜市を含む関係者に対してその旨を通報しなければならない。

## (3) 初期対応等

前項に規定する緊急事態が発生した場合において、本売払契約に関連する初期対応その他必要な対応等を買受人が行う場合は、その費用負担やリスク分担等も含め、買受人は横浜市と誠実に協議するよう努めるものとする。

# 20 反社会的勢力等の排除

## (1) 法令順守

買受人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)や横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)等関連法令の趣旨を理解した上で、同条例第2条第2号に定める暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当してはならず、また、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第3条第1項又は第2項に違反してはならない。

## (2) 反社会的勢力等との取引の制限

買受人は、本売払契約にあたり、その関係者等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定めるものや横浜市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等)の反社会的勢力等に該当することを知りながら、当該者と契約締結や引渡し等を行ってはならない。

## (3) 反社会的勢力等への対応

買受人が、本売払契約に関して、反社会的勢力等を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((2)に該当する場合を除く。)において、横浜市が買受人に対して当該契約の解除を指示した場合には、買受人は横浜市の指示に従わなければならない。

## **21 名板貸の禁止**

買受人は、商法(明治32年3月9日法律第48号)第14条に規定する名板貸をしてはならない。

## **22 権利等の譲渡制限**

買受人は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売扱人の承諾を得た場合はこの限りではない。

## **23 契約の解除**

横浜市は、横浜市契約規則及び売扱契約約款、本仕様書、その他関連法令等に違反した場合は、契約を解除することができる。

## **24 その他**

買受人は、本売扱契約に関する仕様書及び関係書類、関連法令等を熟覧のうえ、本売扱契約を締結しなければならない。

本売扱契約の契約締結後に、本仕様の記載事項及び関係書類、関連法令等に対する買受人からの異議は一切認めないものとする。

## **25 疑義**

本売扱契約に関して、疑義が生じた場合には、横浜市と買受人が協議のうえ解決するものとする。